

# 労働安全衛生規則の改正に係る意見募集について



厚生労働大臣等は、厚生労働省令で定めるところにより、事業者等に対し、必要な事項を報告させること等ができることとされており、現在、労働安全衛生規則第95条の6に基づき、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において労働者を従事させた事業者に対し、所定の様式により報告を義務付けています。

厚生労働省では、この度、当該報告における対象物、報告期間等を見直すため、「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」について、以下のような改正を行なう予定であり、それに対する意見募集を行いました。

## 意見公募期間

平成21年10月31日(土)から平成21年11月29日(日)まで(必着)

## 改正の内容

### (1) 有害物ばく露作業報告対象物について

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物として、「2-アミノエタノール」を始めとする計43物質、及びそれらを含有する製剤その他の物について規定する。ただし、含有量(重量パーセント)がそれぞれに決められた値未満であるものを除く。

※各物質についての詳細は、厚生労働省ホームページをご確認下さい。

### (2) 有害物ばく露作業報告の報告対象期間等について

(1)で規定されている物について、平成22年1月1日から同年12月31日までの間に、製造又は取り扱った量が500kg以上となったときは、平成23年1月1日から同年3月31日までの間に報告書の提出を行なわなければならない。

## 施行期日

平成22年1月1日

当社では、労働安全衛生法に関する多くの実績があります。このような法改正についても迅速に情報の収集、発信を行なっておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2009年10月31日付 厚生労働省ホームページ

クロマト分析箇所 赤城周作